

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香芝市自動車駐車場条例(平成25年条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場時間)

第 2 条 香芝市自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の入出場時間は、午前 0 時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、入出場時間を変更することができる。

(令 2 規則13・令 3 規則 3・一部改正)

(休場日)

第 3 条 駐車場の休場日は、設けないものとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場することができる。

(令 2 規則32・追加)

(指定管理者の公募)

第 4 条 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(令 2 規則32・旧第 3 条繰下)

(指定申請書の提出等)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 5 条第 2 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事業報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

(令 2 規則32・旧第 4 条繰下)

(利用券の発行)

第 6 条 市長は、一時利用に係る使用料について、利用券を発行することができる。

2 前項の利用券(以下「利用券」という。)の区分及び金額は、次のとおりとする。

区分	金額
100円券100枚 1 組	10, 000円

(令 3 規則 3・全改)

(月ぎめ利用の利用許可)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項の規定により月ぎめ利用による駐車場の利用の許可を受けようとする者は、自動車駐車場月ぎめ利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の申請があった場合において、月ぎめ利用による駐車場の利用の許可をしたときは、月ぎめ駐車証を交付するものとする。

3 前項の月ぎめ駐車証(以下「月ぎめ駐車証」という。)の有効期間は、月ぎめ利用による駐車場の利用を開始する月の初日から終了する月の末日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、月ぎめ駐車証の交付の日が月の途中で、当該月の途中から月ぎめ利用による駐車場の利用を開始する場合における月ぎめ駐車証の有効期間の起算日は、当該交付の日とする。この場合において、当該交付の日から当該月の末日までの期間を 1 月とみなし、条例別表の規定を適用する。

5 月ぎめ利用に係る使用料は、指定管理者が指定する日までに徴収する。

(令 3 規則 3・全改)

(一時利用の利用許可)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定により一時利用による駐車場の利用の許可を受けようとする者は、自動車を駐車場に入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付をもって指定管理者への利用の申請及びその許可があったものとみなす。

2 一時利用により駐車場を利用する者は、自動車を駐車場から出場させる際に前項の駐車券(利用券により駐車場を利用する者にあっては、駐車券及び利用券)を提出しなければならない。

3 一時利用に係る使用料は、一時利用により駐車場を利用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。ただし、利用券に係る使用料は、当該利用券を交付する際に徴収する。

(令 3 規則 3・追加)

(使用料の不徴収)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。
 - (2) 公務を行うために使用する自動車を駐車するとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。
(令2規則32・旧第7条繰下、令3規則3・旧第8条繰下)
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(令2規則32・旧第8条繰下、令3規則3・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の第7条第1項の規定による利用の申請は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

別記様式(第5条関係)

(令2規則32・一部改正)

別記様式(第5条関係)

指定申請書

年 月 日

香芝市長 様

	所在地	
	団体名	
申請者	代表者	印
	連絡先	

香芝市自動車駐車場に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類